会議及び会議資料等の情報の取扱いについて

(考え方)

本検討会は、削減義務率の決定又は変更のために必要な専門的事項を検討する会議であり、削減義務率は、削減義務の対象となる事業所が、直接受ける利益・不利益に該当するため、社会的な関心が非常に高い。

削減義務率そのものは都知事が規則で決定するものであるが、社会的な関心の高い事項に関する未成熟かつ未確定な情報を検討途中で公開することは、当該情報が確定している情報と誤解され、制度対象となる事業者等の間に混乱を生じさせる可能性がある。

また、対象事業所における削減可能量等の検討にあたっては、削減義務の対象となる個別事業所のエネルギー消費量や省エネ設備導入状況のデータなど、企業秘密事項に該当する情報(総量削減義務と排出量取引制度で公開するとしていない情報)を活用する。

このため、会議及び会議資料等については、以下のように取り扱う。

削減義務率は、削減義務の対象事業所における利益・不利益に直接影響をもたら す重要事項である。このため、以下のように取り扱う。

- 1 会議・会議資料は「非公開」とする。
- 2 検討委員会メンバーは、「公表」とする。
- 3 検討会の性格から、会議開催日程を事前に公表することは行わない。
- 4 会議開催の都度、議事録を作成し、会議開催の後に、開催日時と議事録を公開する。
- 5 情報の公開方法としては、東京都環境局HPへの掲載を基本とする。
- ※第1回検討会開催後、速やかに、設置の事実、委員名、議事録等を環境局HPで公表(予定)する。
- ○「東京都附属機関等設置運営要綱第 6」及び「東京都附属機関等設置運営要綱の取扱いについて 3 の規定により、「企業秘密保護」の観点から、会議を「非公開」とする。
- ○「東京都情報公開条例第7条第5号」の規定により、「審議、検討又は協議に関する情報に 該当するものとして、「非開示」とする。

1 会議

- 「東京都附属機関等設置運営要綱(第6)」及び「東京都附属機関等設置運営要綱の取扱いについて(3 要綱第6「附属機関の運営」について)」に基づき、調査審議を行う情報等が「企業秘密保持」に該当するものとして、「会議は非公開」とする。
 - ◇ 「企業秘密保持」に該当するとした根拠
 - 削減義務の対象となる個別事業所のエネルギー消費量や省エネ設備導入状況のデータなど、企業秘密事項にあたる情報(総量削減義務と排出量取引制度で公開するとしていない情報)を取り扱うこと
 - ◆ 加えて、以下の視点からも、調査審議にかかる情報は「非公開」が適当と判断 「東京都情報公開条例7条第5号」に基づく「審議、検討又は協議に関する情報」に 該当するため(以下「2 資料等の取扱い」を参照)
- なお、議事録については、開催日時、場所、出席委員、議事等を記載し、公開する。

附属機関等設置運営要綱

- 第6 附属機関の運営
 - 2 調査審議は、原則として公開するものとし、非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。
 - 3 議事録は作成するものとし、原則として公開するものとする。非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。

附属機関等設置運営要綱の取扱いについて

- 3 要綱第6「附属機関の運営」について
- (1)会議の公開、議事録の作成等運営に関する基本事項については、東京都公文規程(昭和42 年3月31日東京都訓令甲第10号)の例にならい、規程、要綱等の形式にすること。
- (2) 非公開の根拠が、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止以外の場合、開かれた都政を一層進める観点から、原則公開とすること。
- (3) 開催日程、場所、公開の可否等の情報を、必要に応じ、事前に都民に周知するように努めること。
- (4) 公開する議事録には、開催日時、場所、出席委員、議事等を記載すること。公開にあたっては、東京都の公式ホームページを積極的に活用すること。
- (5) 必要に応じ、分科会等を設置して弾力的・機動的な運営を図ること。

2 資料等の取扱い

- 「東京都情報公開条例第7条第5号」に基づく「審議、検討又は協議に関する情報」に 該当するものとして、「非開示」とする。
- 本検討会で取り扱い情報が「非開示」情報に該当するとした根拠は以下のとおり。
 - ◆ 都の機関内部における審議、検討、又は協議に関する情報であること。
 - ◆ 意思決定までの間における内部情報であるため、
 - ▶ 公にすることにより、外部からの干渉、圧力等による行政の内部の自由かつ率 直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、
 - ▶ 未成熟な情報が、確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあること
 - ▶ 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあること
- ※会議資料は公開しないが、議事録については公開するため、都民の「知る権利」を不当に 阻害しているものとはならない。

東京都情報公開条例

(公文書の開示義務) ※抜粋

- 第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以 下 「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。
 - 三 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報
 - ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、 公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公 にすることが必要であると認められる情報
 - 五 都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、 検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当 に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利 益を及ぼすおそれがあるもの

(情報公表制度)

第三十一条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。た だし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第七条各号に規定する非開示情報に 該当するときはこの限りでない。

一~二 (略)

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項に規定する執行機関の附属機関又はこれに 類するもので実施機関が定めるもの(以下「附属機関等」という。)の報告書及び議事録並びに当該附属機関等への 提出資料

四~五 (略)

2 (略)

3 前二項の公表の方法は、実施機関が定める。

東京都情報公開条例の施行について

第31条関係(情報公表制度)

第1 趣旨

- 1 本条は、実施機関の情報公表の責務について定めたものである。
- 2 第1項は、公表の対象となる情報を定めたものである。
 - (1) (略)
 - (2) 第1項各号に定める情報が、第7条各号に規定する非開示情報に該当する場合は、公表しない。
 - (3) 公表の対象は、情報の内容であって、当該情報が記録された文書等の媒体ではない。
 - (4) 第3号の「これに類するもので実施機関が定めるもの」とは、都政の当面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見表明又は意見交換を行う場として知事が臨時に設置した会議体であって、構成員の半数以上が都の職員以外のものであるものをいう。

東京都情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱

第2 情報の公表事務

条例第31条第1項に規定する情報公表の事務手続は、次のとおりとする。

1 公表する情報についての留意事項等

 $(1)\sim(2)$ (略)

(3) 条例第 31 条第 1 項第 3 号及び規則第 12 条第 1 項第 3 号に規定する附属機関等とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関及び都政の当面する基本問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者等との意見交換を行う場として、要綱等に基づいて知事が臨時に設置した懇談会等をいう。

(4)~(5) (略)

2 公表の時期

条例第31条第1項に規定する情報(第4号に規定する情報を除く。)の公表は、情報の発生の都度速やかに行うものとする。

3 公表を行う者

情報の公表は、次に掲げる者が行うものとする。

(1) 条例第31条第1項第1号から第3号までに規定する情報の公表は、所管局長等が行う。

(2)~(5) (略)

4 公表の方法

情報の公表は、当該情報が記録された文書又は電磁的記録(以下「文書等」という。)を、都の窓口(生活文化スポーツ局広報広聴部都民の声課に置かれる都民情報ルーム(以下「都民情報ルーム」という。)及び各事務事業を所管する部署(以下「主務課」という。)をいう。以下同じ。)において閲覧に供し、かつ、当該情報の全部又は要旨をインターネット等による自動送信をして行うものとする。

ただし、条例第 31 条第 1 項第 3 号に規定する附属機関等への提出資料をインターネット等による自動送信により公表する場合は、当該提出資料の名称一覧でこれに代えることができるものとする。